# 包装商品に関する北米実態調査報告書

平成18年2月

社団法人 日本計量機器工業連合会

# まえがき

我が国における包装商品の内容量に関する基準及びその検査手法等は、計量法(法律第51号)によって規定されている。国際的な基準としては、OIML R87(Quantity of Product in Prepackages)が2004年にその最新版が発行されており、OIML(国際法定計量機関)に加盟している多くの国々が規範とすべき文書となっている。我が国の計量法は、OIML R87の一部の技術基準を参照としているが、基本的な部分に問題があることから完全に整合化されたものとなっていない。一方、EU(欧州連合)加盟各国では、すでに欧州理事会指令(EC指令)に基づく市場管理・規制によって、域内の商品流通の効率化を図っているところである。また、グローバル的な観点からは、第38回 CIML 委員会では、IQ(International Quantity)マークシステムを実施・運用するための具体的なスケジュールが提示されたこともあり、今後、活発な議論が展開されると思われる。

このような背景から、国際法定計量調査研究委員会計量規制等作業委員会包装商品分科会では、平成 15 年度から OIML に加盟している代表的な国々における包装商品の規制及び国際文書の導入状況等に関する調査を行ってきた。平成 15 年度においてはオランダ及びスウェーデン、平成 16 年度においてはオーストラリア及びニュージーランドの研究又は行政機関を訪問し、包装商品の規制等に深く関与されている専門家又は責任者に対してヒアリング及び意見交換を行い、各国の現状及び分析を行ってきた。

本年度(平成 17 年度)は、北米地域に関する情報等が不足していることから、経済大国であるアメリカ及びカナダを対象国として実態調査を行うこととした。

また、法定計量に関する国内的な動きとしては、昨年の7月に経済産業大臣から計量行政 審議会に対して、「新しい行政の方向について」の諮問がされたところである。具体的には、 計量制度検討小委員会に設けられた幾つかの作業委員会で検討が開始された。商品量目制度 のあり方についての検討又は議論については第2WGで行われ、平成17年末にはその骨子 案が提示された。これまでに訪問した代表的な国々では、国際勧告を少なからず反映した指 令又は基準としていることから、我が国においても国際勧告を視野に入れた議論が必要と思 われる。

最後に、本調査を実施するにあたり、調査団員及び当委員会各位の多大なる協力に対して 心から感謝するとともに、本報告書が包装商品に関する法整備に対して有効な情報源として 活用できれば幸いである。

平成18年2月

# 目 次

# まえがき

1. 調	査の概要	1
1.1	調査目的	1
1.2	調査方法	1
1.3	調査期間及びスケジュール	1
1.4	訪問先	2
1.5	調査団構成	3
2. 包	」 装商品量目制度等に関する実態調査結果	3
2.1	アメリカ調査結果	4
2.1.		
2.1	2 オハイオ州での懇談概要	
	<b>カ</b> ナダ調査結果	
	まとめ	
2.4	略称	38
3. 彦	f 感	39
4. 入	手資料	51
	➤ CONSUMER INFORMATION(入手資料 1)	
	▶ オハイオ州の管轄区(入手資料2)	
	▶ エアゾールの内容量の検査方法(入手資料3)	
5.参	考資料	
	▶ 質問票	
	▶ 回答(Measurement Canada/英和)	
	▶ 米国計量法(英和)	
	▶ カナダ計量法(英和)	
	> NIST Handbook 44	
	Requirements for Weighing and Measuring Devices」(目次/英)	
	> NIST Handbook 130  Uniform Laws and Regulations in the areas of legal	l
	metrology and engine fuel quality」(抜粋/英)	
	➤ NIST Handbook 133 「Checking the Net Contents of Packing Goods」(和 /	/

附属書Aまで)

#### 1. 調査概要

#### 1.1 調査目的

International Organization of Legal Metrology 〔国際法定計量機関(以下、「OIML」という。)〕より国際勧告 R87(Quantity of Product in Prepackages:包装商品の内容量)の2004年版が発行され、各国が包装商品量目制度に同勧告の導入を積極的に検討しているが、国内では包装商品等の量目検査は計量法に基づき実施しているため、同勧告の内容とは異なった方法で検査を実施している。

また、包装商品に関する認定制度〔IQ(International Quantity)マーク制度〕が OIML より提案され、各国がこの包装商品認定制度勧告案に大きな関心を寄せている。国内では、国際整合の観点から計量法の見直しの審議において、商品を包装段階で品質管理する商品量目制度の導入等も検討されている。

このため、既に同制度を運用している国、あるいは制度化を検討している国の動向を探り、 我が国に適した対応策の検討、勧告案等に対し我が国の意見を具申するとともに、アメリカ 及びカナダの商品量目制度などを調査し、計量法見直しに反映させるため調査を実施した。

#### 1.2 調査方法

現地訪問調査実施にあたっては、事前に質問項目を質問票としてまとめ訪問先に送付し、 その質問項目に基づき質疑応答を行った。

また、アメリカの訪問先(州の機関)では OIML R87 の認識、カナダでは OIML R87 の導入状況、 e マーク商品の普及及びその商品の検査手法などについて調査するとともに、包装事業者で使用する非自動はかり・自動はかりの規制の有無、包装事業者の認定について意見交換を行った。

## 1.3 調査期間及びスケジュール

調査機関は 2005 年 10 月 30 日 (日)  $\sim$  11 月 6 日 (土) の 8 日間。スケジュールは以下の通り。

日次	月日曜	発着地/滞在地名	発 着 現地時刻	交通機関名	摘要
1	10月30日 (日)	成 田 発 サンフランシスコ着	17:25 09:25	J L 0 0 2	空路、サンフランシスコへ
		サンフランシスコ発 サ ク ラ メ ン ト 着	12:51 13:32	UA6212	空路、サクラメントへ (サクラメント泊)
2	10月31日 (月)	サクラメント滞在	終日		State of California訪問 (サクラメント泊)

日次	月日曜	発着地/滞在地名	発 着 現地時刻	交通機関名	摘  要
3	11月1日 (火)	サクラメント発 シ カ ゴ 着	10 : 53 16 : 57	U A 3 0 2	空路、シカゴへ
		シ カ ゴ 発 コロンバス着	18:45 21:01	UA7652	空路、コロンバスへ (コロンバス泊)
4	11月2日 (水)	コロンバス滞在	終日		Ohio Department of Agriculture 訪問
5	11月3日 (木)	コロンバス発 トロント 着	11:00 12:36	A C 7 8 9 3	
		ト ロ ン ト 発 オ タ ワ 着	14:10 15:10	A C 4 5 4	空路、オタワへ (オタワ泊)
6	11月4日 (金)	オタワ滞在	終日		Measurement Canada訪問 (オタワ泊)
7	11月5日 (土)	オ タ ワ 発 シ カ ゴ 着	09:41 10:59	UA7615	空路、シカゴへ
		シ カ ゴ 発	13:00	J L 0 0 3	空路、成田へ(機内泊)
8	11月6日	成田着	17:15		到着後、解散

# 1.4 訪問先

# (1) アメリカ

① State of California

住 所: 6790 Florin Perkins Rd., Ste. 100

Sacramento, CA 95828-1812

TEL: +1-916-229-3000

FAX: +1-916-229-3043

WEB: http://www.cdfa.ca.gov/

面談者: Mr. Dennis R. Johannes (Assistant Director)

Mr. Ken Lake (Program Supervisor)

Mr. Roger Macey (Branch Chief)

Mr. Param Singh (Quantity Control Specialist)

Mr. Ken Lake (Program Supervisor)

他1名

# ② Ohio Department of Agriculture

住 所: 8995 East Main Street

Reynoldsburg, Ohio 43068-3399

T E L : +1-614-728-6290

FAX: +1-614-728-6424

WEB: http://www.ohioagriculture.gov/

面談者: Mr. James C. Truex (Chief)

他2名

#### (2) カナダ (Measurement Canada)

住 所: Standards Building No.4

Holland Avenue Ottawa, Ontario K1A 0C9

 $T \to L : + 1-613-952-0655$ 

FAX : + 1-613-957-1265

WEB: http://www.mc.ic.gc.ca/

面談者: Mr. Alan E. Johnston [President (あいさつのみ)]

Mr. Gilles P. Vinet (Vice-President)

Mr. Dong Hutchinson (Senior Program Officer)

他1名

#### 1.5 調査団の構成

団 長 根田 和朗 独立行政法人 産業技術総合研究所 計測標準研究部門

力学計測科質量計試験技術室室長

高橋 夏樹 大阪府計量検定所 課長補佐/社団法人 大阪府計量協会

検査部長

安達 元之 大和製衡株式会社 自動機器技術部 主席部員

北野 芳男 株式会社 寺岡精工 技術法務室課長

得津 治範 株式会社 イシダ 産機技術部見積設計二課課長

重森 明 社団法人 日本計量機器工業連合会 業務部

## 2. 包装商品量目制度等に関する実態調査結果

アメリカ及びカナダにおける包装商品量目制度等の実態を調査するため、両国の計量関係機関を訪問し、以下の項目を中心にヒアリングを行った。送付した質問票及びその回答 (Measurement Canada のみ) を参考資料に添付する。

また、アメリカは国の機関ではなく州の機関を訪問したため、「⑧貴国における国際化の取り組みについて」はヒアリングの対象外とした。そのため、2.1 では⑨以降の番号を繰り上げて

#### 報告する。

- ①商品量目制度に関する法律の執行体制について
- ②商品量目制度の概要について
- ③商品量目制度に関する教育訓練及び普及啓発について
- ④商品量目についての立入検査について
- ⑤商品量目に対する消費者の意識について
- ⑥商品量目制度についての課題、問題点等について
- ⑦OIML TC6 において検討されている IQ マーク制度について
- ⑧貴国における国際化の取り組みについて
- ⑨包装事業者の認定について
- ⑩包装事業者で使用している計量器(非自動はかり、自動はかり)について
- ①包装業者における包装商品の量目チェック方法について
- ②OIML との整合性について
- 13他国との関係について

#### 2.1 アメリカ調査結果

#### 2.1.1 カリフォルニア州での懇談概要

訪 問 先: State of California

訪問日時: 2005年10月31日(月)13:00~17:00

面 会 者: Mr. Dennis R. Johannes (Assistant Director)

Mr. Ken Lake (Program Supervisor)

Mr. Roger Macey (Branch Chief)

Mr. Param Singh (Quantity Control Specialist)

他1名

①商品量目制度に関する法律の執行体制について

国と州の役割に関しては、United States Department of Agriculture [米国農務省(以下、「USDA」という。)〕が食肉及び鳥肉を工場における包装時点で管理し、薬品等は Food and Drug Administration [商品医薬品局(以下、「FDA」という。)〕が管理をしている。それ以外の全てをカリフォルニア州の検査官が市場で検査するシステムになっている。ただし、食肉等を市場で州の検査官が健康と安全のため検査することはある。

また、連邦政府はモデル法の提供をしており、National Institute of Standards and Technology [米国連邦標準技術局(以下、「NIST」という。)] は Handbook 44、130 及び 133 (以下、それぞれ「NIST HB 44」、「NIST HB130」及び「NIST HB 133」という。) などが商品量目制度では重要なハンドブックである。これらはカリフォルニア州でも同様に準用している。

なお、法執行を担っている州の組織体系はカリフォルニア州の計量担当は State of

California (以下、「SoC」という。) で、州の下には 58 の郡があり、パートを含め 200 ~300 名の職員が計量、農業、動物畜産や環境汚染などに従事している。包装商品については 6 名のスペシャリスト (スーパーバイザー) が担当し、全州のトレーニングなども行っている。

州内にはアナハイム市、レディング市、フレスノ市の3ヶ所に事務所があり、各郡には計量器、包装商品といったプログラムに対して最低1名の計量担当者がいるが、一人が複数の仕事に関与している郡もある。州間の人員の交流はなく、法は議会で決定され、各州により規制が異なる。

#### ②商品量目制度の概要について

#### a) 包装商品の量目制度の具体的な内容

規制対象は計量可能な全ての包装商品であり、価格と内容量をチェックしている。 医薬品は FDA が管理しているので管轄外ではあるが、消費者からの苦情に基づき検査 をすることはある。しかし、検査結果が不適正の場合でも、SoC がそれに対して指導 などをするのは困難で、結果のみを報告することになっている。食品の体積、質量、個 数が対象ではあるが、時には時間に関する苦情もある。

量目公差については、基本的には NIST HB 133 で決められている (Maximum Allowable Variation 〔最大許容変動値 (以下、「MAV」という。)〕で規定している。サンプルを 5 回計量した平均値を求め、平均値が表示正味量以上であるならば問題はない。ただし、対面販売の場合にはマイナス公差は無く、量目不足は一切認められない。包装商品の内容量表示に関しては、NIST HB 130 で規制されている。包装商品には内容量、包装者の氏名や住所の表示が義務付けられていて、全ての州で実施されている。ただし、日本とは異なり、日付の表示に関する規制はない。計量単位はヤード・ポンド系単位とメートル系単位を併記して記載することになっている。

量目検査の方法は決められていて、NIST HB に従った試験を実施している。カリフォルニア州にはそれ以外のガイドラインはない。

量目検査は NIST HB 133 の抜取検査手法を使っている。NIST HB 133 には、カテゴリーA とカテゴリーB があり、各州はカテゴリーA のみを使用している。カテゴリーB は USDA が食肉及び鳥肉の製造工場での包装時点における管理にのみ使用している。

商品が不合格になった場合、再度試験を行い、大きな問題があるかどうか判断している。

輸入商品も国内製造製品と同様の試験を実施している。全ては州法に従って試験を しているので、輸入商品に対する特別な規制はない。

計量することが困難な冷凍食品や水分を含む商品も NIST HB 133 に基づき試験を 実施している。それらの試験は非常に難しいが、基本的に計量できないものはないと考 えている。カリフォルニア州で考案した検査手法が連邦法に取り入れられた例もある。

b) 直接、客の面前で計量取引する場合

対面取引に使用する計量器については、基本的に NIST HB 44 に従って検査をしている。この場合の検査方法は、職員が私服で一般消費者を装い商品を一定量購入し、役所に持ち帰って検査を行っている。

# c) 計量取引に使用する質量計

取引に使用する質量計は、NIST HB 44 に基づき規制を行っている。新しいシステムが導入されたときには検定が必要で、州又は郡の検査官が検定を行い、合格した計量器にはシールが貼られる。

初期検定は、製造された時点で細かく丁寧に検査され、検査項目も多い。継続検定は、型式承認された取引証明用の機器全てが対象で、質量計は年1回実施しているが、水道メーター、ガスメーター及び電気メーターは10年に1回である。初期検定も継続検定も実施するのは、郡の担当者である。ただし、包装商品を扱う工場の計量器は対象外である。

ユーザー登録は郡で検査を受けるユーザーが行う。登録をせずに計量器を取引に使 用した場合は違反となり、違反者を見つけた時は知らせる義務がある。

また、他の州においても基本的には NIST HB に従って同じ量目制度で検査を実施しているので大きく異なることはない。カリフォルニア州では年間に 2 品目 (例えば、建材物や食品など) ほどのアンケートを商品ごとにメンバー、小売店や包装業者などに対して実施する。

#### ③商品量目制度に関する教育訓練及び普及啓発

a) 商品量目立入検査をする検査官に対する資格及び教育訓練

立入検査をする検査官は 4 年制大学卒業であることが必須である。州における試験が先にあり、合格者は研修などを受けて資格を取得する。継続的に職員である場合は再試験を受ける必要はないが、一度、職を離れ5年以上経過した場合には、再試験が必要になる。研修は手順等が変更された時、必要に応じて勤務時間内に実施される。

組織的に教育を行う機関はないが、SoC の6名のスペシャリスト (スーパーバイザー)、郡の経験者が教育を実施する。その教育は毎週1対1で実施したり、クラス形式で実施している。その後、テストに合格すると州から資格が与えられ、昇給することができる。新人や郡の計量以外の担当者に対しても教育は行われる。

b) 普及啓発活動(生産者、販売者及び消費者)の具体的な取り組み 調査などで問題がある販売者の報告が入った時など、特別に教育を実施している。 消費者用パンフレット(**入手資料 1 参照**)はあるが、事業者向けは特別用意していない。

#### ④商品量目についての立入検査

a) 立入検査の実施

立入検査は実施しており、原則として郡の検査官が実施している。立入検査に州の スペシャリストが同行することもある。

検査周期は郡によって異なり、特に決まりはないが、消費者等から苦情が直接又は Web などで州や郡に寄せられた時などは、比較的頻繁に実施している。苦情にはまき の長さ、ガスボンベやケチャップの量など様々である。

また、小売り及び包装事業者を対象に、苦情情報及びサーベイ・アンケートとして年間約2品目、州全体で2000サンプルほどを郡に依頼している。

#### b) 立入検査結果の公表

不適正の度合いが大きいと裁判訴訟になり、違反者は法務官から記者会見で発表され、新聞やテレビなどのメディアを通して公表されるため、企業イメージが下がることになる。

なお、公表後、違反者は消費者に対して返金する場合もある。

違反者に対して処罰を行う場合の手順は次の通り。

- ①消費者から苦情があった場合、郡の担当者が事実の確認を行い、それが事実であれば、その工場や販売店に立ち入り検査を実施する。
- ②罰則の適用には次のような段階がある。
  - ・まず不適正事実に対して警告を行う(その結果を記録しておく)。
  - ・その後、改善されたか確認するための検査を実施する。
  - ・改善が認められない場合、罰則の適用になる。

また、罰則が適用された例として、次のような事例が紹介された。

ガソリンスタンドに立ち入り検査を実施した際、20 台の計量器のうち、2 台が不適 正であった。その 2 台に対して警告を与え、次回に立入検査をした際にその 2 台が改 善されていなかった場合、あるいはその 2 台以外の計量器でも不適正であった場合な どが、罰則の適用となる。

罰金は、軽度の違反から重度の違反まで、 $50\sim1~000$ US \$ の 3 段階に分かれている。 不適正が複数認められる場合、罰金が組み合わされ、最低 200US \$ 程度になる。

大企業で不適正が多い場合には、罰金が何百万ドルになる場合もあり、違反内容に よっては、民事裁判になることもある。

- ・罰則の適用は郡が対応するが、州全体に影響があるような場合、州が担当することもある。
- ・罰金以外に、包装事業者が消費者に対して購入金額を返還することもある。また、 ケチャップの量目不足事件が解決した後、その商品が必要以上の量目超過になっ たことがあった。これは消費者に与えた不利益を還元したことになる。
- ・カリフォルニア州では、年間平均約600万US\$の罰金が適用されている。

#### ⑤商品量目に対する消費者の意識

検査に抜取検査手法を用いている場合、合格ロット品であれば消費者は量目違反品で も適合品として購入する可能性も考えられるが、アメリカでは NIST HB 133 の抜取検 査手法がベストと考えて実施している。

特に、アメリカは国が大きいため州で違う判定になることもある。消費者から苦情が 寄せられることはあるが、正確な件数は把握していない。

消費者は表示された内容量が正しいと思っているので、消費者が購入する全ての包装 商品に対して公正に取り扱う必要があるため、検査及び試験は実施されている。

⑥商品量目制度についての課題、問題点等

現状ではベストの方法で対応ができている。

⑦OIML TC6 において検討されている IQ マーク制度

eマーク付きの製品も国内法に従って検査を実施している。基本的に内容量に関して は消費者の声を大切にしている。そのため、eマークも IQ マーク制度も利用価値が少な いと考えている。

#### ⑧包装事業者の認定

包装事業者に対する要求はなく、包装事業者が ISO 規格に基づき管理を行っている。

⑨包装事業者で使用している計量器(非自動はかり、自動はかり)

包装商品用のはかり(自動はかりやチェックウェイア)は商業用ではないと認識しているので、管理対象となっていない。そのため、検査等も行っていない。

カリフォルニア州では、包装商品の正味量や価格のみを管理対象として検査している。 正味量や価格に違反が見つかった時は包装事業者に対して注意をする。

⑩包装業者における包装商品の量目チェック方法

包装事業所で運用されている量目チェックは、重量選別機で全商品の重量チェックを 行っている。

ない、抜き取り手法及びサンプリングには、非自動はかりを用いた重量チェックが考えられるが、実際には包装工程の検査は行われていない。

①OIML との整合性について

検討していない。

(12)他国との関係について

輸入商品で不適正があった場合、市場に入荷することをストップし、輸入業者を通して製造元に対応を求める。

包装商品を輸出・輸入する場合、相手国と商品量目制度が異なっていることがあるが、 アメリカでは当然ながら、NIST HB を基本に試験を実施しているので、それに従って 検査することが基本である。

なお、カリフォルニア州で販売されるものはカリフォルニアの公差を適用していているが、相手国との量目制度が異なることによるトラブルが生じたことはない。

日本の商品量目制度と大きな違いはないと認識しているので、問題は起きないと考えている。

#### 2.1.2 オハイオ州での懇談概要

訪 問 先: Ohio Department of Agriculture

訪問日時: 2005年11月2日(水)13:00~17:00

面 会 者: Mr. James C. Truex (Chief)

他2名

# ①商品量目制度に関する法律の執行体制

連邦政府は、モデル法を NIST HB で示しており、これを基本に各州で法律を策定し執行している。ただし、例外として USDA が食肉及び鳥肉の工場における包装時点での管理を、また FDA が薬品等の管理をしている。

しかし、各管轄が異なっても量目検査は NIST HB 44、NIST HB 130 及び NIST HB 133 を基本としている。

オハイオ州における計量担当部門は、Ohio Department of Agriculture Division of Weights & Measures であり、この機関は ISO17025 (NVLAP) で認証されている。 オハイオ州には 88 の郡と 3 つの都市(クリーブランド、コロンバス、アクロンの合計 91 の管轄区 (入手資料 2 参照) があり、140 名の検査官 (公務員) がいる。

量目制度に係わるオハイオ州の職員は15名で、その内7名が特別な検査官で、3人は 大型はかりの担当、残りは包装商品等の検査を行っている。また、管轄区の140名の検 査官に対する教育も行っている。

なお、アメリカ全体では800の地方管轄区があり、約2800名の計量検査官が従事している。

#### ②商品量目制度の概要

#### a) 包装商品の量目制度の具体的な内容

内容量が記載された商品はすべての商品が規制の対象になる。内容量に合わせて価格が変わる場合、価格 (ユニットプライス) も検査対象になる。また、医薬品の内容量についても、包装商品であれば規制の規制対象である。

量目公差は NIST HB 133 の A-6~13 において、質量、体積、個数、面積、長さについて MAV が決められており、これを適用している。包装商品の内容量表示に関しては NIST HB 130 を適用しており、包装してあるもの全て容量の表示をする必要がある。ほとんどの商品でヤード・ポンド系単位とメートル系単位の併記が必要であるが、酒類(ビール、ワイン等)、カメラのフィルム(35mm 等)、医薬品等については、メートル系の単位しか使用できない。

量目検査の方法は、NIST HB 133 を適用している。また、オハイオ州独自の検査手

順として、一定量の内容量表示商品(standard package)及び不定量の内容量表示商品(random package)を設けている。NIST HB 133 P4 に記載されているカテゴリーA 及び B の抜取手法が用いられており、カテゴリーB は食肉、鳥肉をパックする場合を除き使用されていない。

抜取手法は不合格の商品を合格にしてしまうリスクがある。例えば同一ロットの包 装商品が複数の州に分配されるため、他の州で合格になった商品をオハイオ州では不 合格にした例もある。

輸入商品に関しては、e マーク商品も含め、全ての輸入商品が国内製品同様オハイオ州の法律が適用される。

計量することが困難な商品も NIST HB 133 に従って検査を行っている (入手資料 3参照)。

#### b) 面前取引

面前取引についても正確に計量して販売しなくてはならないという法律があり、 NIST HBに基づき規制が行われ、量目不足は認められていない。

苦情が寄せられた場合は、職員が私服で一般消費者を装い、商品を一定量購入し、 役所に持ち帰って検査を行っている。

# c) 計量取引に使用する質量計

取引に使用する「はかり」は、NIST HB 44 に基づき規制を行っている。「はかり」は型式承認が必要で、新品の「はかり」は州又は郡の検査官が行う検定を受けなければならない。合格したものには認定シールが貼付される。

継続的に「はかり」を取引に使用する場合、定期的な検査を受けなくてはならない。 周期は法律には規定していないが、通常 2 年を超えない範囲で州及び郡の検査官が検査を実施している。検査周期は、原則的には検査官が決めることになっている。検定・検査を、民間委託することは考えていない。

量目制度については、各州とも NIST HB に従っているため、大きく異なることはない。

#### ③商品量目制度に関する教育訓練及び普及啓発

a) 商品量目立入検査をする検査官に対する資格及び教育訓練について

学歴、資格等は法律で決められていないが、州の内規で決まっている包装商品に関するトレーニングがある。研修内容は、量目関連のハンドブックの内容、立ち入り検査 手法や統計的な手法も含まれる。

研修期間は1週間で31時間の内部研修の後、試験を行い、合格するとフィールドに 出向き教官と伴に実地研修を行い、教官が総合的に判断し、合格であれば認定書が発行 される。

認定取得後も、新しい制度などに関して年間 18 時間の継続的な研修を受けなくては

ならない。

# b) 普及啓発活動(生産者、販売者及び消費者)の具体的な取り組み

「はかり」の使用者に対しては、特に行っていない。問題があった時に個々に対応 する。消費者に対しては、1年に1回、1週間の啓発週間を設けている。

#### ④商品量目についての立入検査

#### a) 立入検査の実施

立入検査は無通告で主に食料品、農業製品(肥料、飼料)に対して、郡の検査官が 実施している。検査官の数は140名で、1人で検査を実施する場合と、複数で実施する 場合がある。

立入検査対象事業所は小売販売店で、検査結果に問題があれば販売ルートを遡って調査を実施する。他の州で包装された商品が不合格になった場合は、その州の担当者と共同で調査を実施することもある。

検査の実施時期は特に決まっていない。立入検査官の権限は大きく、不合格になった場合の責任は包装事業者が負う。

立入検査結果は州全体の情報としてまとめている。オハイオ州の 2004 年の立入検査 件数は食料品包装事業者、ガソリンスタンド、商店などを対象に 24 563 ヶ所、31 450 件の検査を実施した。

#### b) 立入検査の結果の公表

違反を繰り返し民事訴訟に至った場合には、新聞等にメディアに取り上げられることもある。

立ち入り検査結果が不合格の場合、商品を販売停止にして回収し、包装業者へ返品する。これが最も効果があり、検査官が即時にできる。違反を繰り返す場合には刑事訴訟となる。

罰金は民事訴訟で決められ、 $100\sim10~000$  US\$。長期的に法律を遵守していない業者に対しての事例として、あるセメント業者で $5\sim10\%$ の不足が長期に発生していた。包装業者に対して立入検査を実施し、教育を行い、機械の調整も行ったが、改善されなかったため500 US\$の罰金を課したが、また不足品が発見されたため2~500 US\$の罰金となり、次回は10~000 US\$になると警告した。

罰金は州の財政に入ることになるが、金額はケースバイケースで決められる。検査 官は不適合商品を棚から下ろすだけで、民事、刑事訴訟は州が対応する。2004年では 3、4件程の違反が発生している。

違反発生時のトラブルは時々発生するが、検査官で処理できない場合には州が対応 する。

#### ⑤商品量目に対する消費者の意識

消費者からの直接の苦情は非常に少ない。昨年は1517件あり、1000件以上がガソ

リンに関することで、そのうち 60%が量目不足に対する苦情であったが、ほとんどは消費者の誤解である。

オハイオの消費者の計量に対する認識は低く、連邦政府が検査しているものと思っている。

- ⑥商品量目制度についての課題、問題点等について 特にない。
- ⑦OIML TC6 において検討されている IQ マーク制度について

eマークの商品についても、すべてオハイオの法律に基づき検査対象である。

制度の内容は知っているが、この件について合意している訳ではない。お互いの国とか州との間で合意がなく信頼性に疑問がある。オハイオ州以外で作られた商品もオハイオの消費者に売られるので、それらの商品についても、オハイオで検査したい。各州も同じ考え方と思われるため、IQマーク制度の実施は難しいと思われる。

マーク制度に不信感があるのは、次のような事例があるからである。USDAマーク(肉製品の合格シール)が付された商品を検査したところ、かなりの不足を発見したためである。

#### ⑧包装事業者の認定

認定していない。包装業者に対するトレーニングも実施していない。

⑨包装事業者で使用している計量器(非自動はかり、自動はかり)

包装商品に使用されている自動はかりは商業用と見なしていなため、規制対象ではない。包装商品を計量する自動はかりに問題があった場合、そのはかりを検査することもあるが、その場合にはNIST HB 44 に基づき検査を行う。

肉のパック用自動はかりについて、農務省からの検査依頼、輸出商品に使用する自動 はかりの検査依頼が企業からあるが、基本的に企業等の自主管理の範疇に該当する。

型式承認については、NIST HB 44 に規定された機械の型式承認の実績は、年間 80 から 100 台検査して 70%合格する。自動はかりは非常に少なく、5%も無いくらいで、 USDA 向けである。

機種によっては現場で見る必要があるが、ほとんどはこの研究所でテストを行う。 NIST 及び NTEP に対応する試験設備はすべてこの研究所にある。

型式承認は3人でテストしている。1台あたりの金額は、機種、テスト内容、時間、 検査官の時給によって異なる。複雑なはかりでは通常3~4週間要する。また、問題が あれば、より長く時間が要する。

⑩包装業者における包装商品の量目チェック方法 回答無し。

# ①OIML との整合性

OIML 勧告と NIST HB は、細部においては異なっているが、全体的には同様の内容であると認識している。これらの整合性は NIST が担当しているが、R87 については今

のところ整合性を図る予定はないとのことである。

また、OIML 適合証明書が必要なときには、証明書を発行できるとのことであるが、 過去に1回しか発行したことはない。

#### ⑪他国との関係について

ラベルが米国向け表記なので、輸入品かどうかの判断が難しいことが多いが、輸入品を検査して不合格になった場合には、輸入業者ではなく包装業者に直接コンタクトする。 過去に直接、他の国の包装業者へ連絡を取って、調査を行ったことがあるが、困難があった。オハイオで販売されるものはオハイオの公差を適用する。

# 2.2 カナダ調査結果

訪 問 先: Measurement Canada

訪問日時:2005年11月4日(金)13:00~16:30

面 会 者: Mr. Alan E. Johnston [President (あいさつのみ)]

Mr. Gilles P. Vinet (Vice-President)

Mr. Dong Hutchinson (Senior Program Officer)

他1名

#### ①商品量目制度に関する法律の執行体制

連邦政府が包装商品の包装量、ラベル付けに責任を負っており、商品の販売形態や種類により以下に示す3つの組織がそれぞれを担当している。

各組織の連絡委員会は存在するがプログラム化はされておらず、OIML 勧告に関わる 検討作業は、Measurement Canada(以下、「MC」という。)と産業省競争局が協力し ながら進めている。

組織	対象商品	規制法令	構成
メジャメントカナダ	小売以外の商業用包装商品 個別に量目される店頭販売商品	度量衡法	本部 (オタワ) には85名、5地域がさらに15地区に分割され235名の検査官が存在しており、全体では320名の規模 その内、約100名が量目検査に従事しており、商品のみならず計量器の検査も行っている
産業省競争局	小売包装商品(非食品) 例えば、ねじ、洗剤、ペンキ、 エアゾール、自動車用オイル等		本部はオタワ、5地域に7カ所の事務所が存在 約65名が量目検査に従事
食品検査庁	小売包装商品(食品)	CPLA (注1)	本部、地域制については不明

注 1 The Consumer Packaging and Labeling Act 〔消費者のための包装・ラベル表示 法(以下、「CPLA」という。)〕

#### ②商品量目制度の概要

#### a) 包装商品の量目制度の具体的な内容

すべての包装商品が量目制度の規制対象となっており、小売包装商品に対しては CPLA が適用される。ただし、CPLA が適用されない商品、例えば種子、飼料、繊維 というものについては、他の法律が適用されない場合は度量衡法を適用するという原則

に基づき度量衡法が適用されている。度量衡法と CPLA の関係は一般法と特別法の関係にあるといえる。輸出商品はカナダ国内で消費されることがないので、適用外となっている。

度量衡法 (http://laws.justice.gc.ca/en/W-6/C.R.C.-c.1605/18645.html) と CPLA (http://laws.justice.gc.ca/en/C-38/C.R.C.-c.417/74651.html) に示されている量目公差は表現形式が異なっているだけで、基本的には同じ公差体系となっている。また OIML R87 と同様の公差体系であるが、OIML R87 ではカバーしている範囲が狭いため、重量については 15kg 以上の公差規定、長さについては 2 つ以上のカテゴリーが設定されている。対面販売についても同じ公差が適用されるが、度量衡法では定量の包装商品と個別に内容量が異なる商品では別の公差が適用される。

CPLA ではメートル系単位での正味量表示が要求されている。CPLR (The Consumer Packaging and Labeling Regulations:消費者のための包装・ラベル表示規則。以下、「CPLR」という。)では正味量表示の位置、大きさについて特定されている。度量衡法ではカナダ計量単位(ポンド、ヤード、土地の面積に使用されるカナダ固有単位)も認められている。

量目検査の検査手順を決めたマニュアル(Weights and Measures Commodity Inspection Manual)を MC が作成している。ただし、法的拘束力はない。産業省競争局にも同様のマニュアルが存在する。検査を受けた事業者から検査方法について疑問が提示された場合は、検査手順の妥当性について説明を行うが、事業者が納得しない場合は法廷にて判断してもらう。

量目検査には抜取検査手法を取り入れており、OIML R87 と同じ平均値手法を使用している。ただし、ロットサイズ、サンプリング個数は異なっている。

輸入商品も国内製品と同じ規制対象である。度量衡法、CPLA とも商品の原産国表記を義務づけている。

計量することが困難な商品(例:冷凍食品や水分を含む商品)についても、試験が どんなに困難であろうと検査を行う。量目が困難であるという理由だけでその商品の検 査を除外することはしない。

#### b) 直接、客の面前で計量取引する場合の規制

面前販売については、MCが度量衡法に基づき規制を行っている。私服の検査官が商品を購入し、事務所に持ち帰り検査を行い、不適切な場合は地区事務所に販売者を呼んで指導している。

# c) 計量取引に使用する質量計

計量取引に使用する質量計は型式承認、検定で認定されていなければならない。型 式承認は MC が実施、初期検定、継続検定は MC の検査官若しくは MC が認定を行っ た民間事業者が実施している。 初期検定と継続検定では検定公差が異なっている。検定周期について現時点では法律で定められていないが、法制化の検討はしている。

初期検定に不合格になった場合30日以内に再検定は可能であるが、公差は厳しくなる。

# ③商品量目制度に関する教育訓練及び普及啓発

## a) 商品量目立入検査をする検査官に対する資格及び教育訓練

商品量目立入検査を行う検査官は、産業省競争局の代表であること、CPLAと CPLR に関係する検査官として委任を受けたことの証に身分証を保持しているが、特にライセンスは発行されていない。

商品量目以外の検査も行うことから、コンピューター、エレクトロニクスの知識を有する大卒以上の学歴者に対して、検査経験を持つ技術系講師のもと MC にて商品量目及び計量器の検査に必要な教育訓練が行われる。

#### b) 普及啓発活動の具体的な取り組み

生産者、販売者に向けた公の研修制度はないが、法令の解釈等に関しては生産者、販売者に情報やガイダンスを提供している。これらの情報はパンフレット、ガイド誌、ウェブサイト等で入手できる。生産者、販売者から品質管理等に関する質問があった場合は検査官が相談に応じている。消費者向けにはパンフレットもあり、ウェブサイトに情報を公開している。また、消費者からの質問にも応じている。

#### ④商品量目についての立入検査

#### a) 立入検査方法

立入検査は分担が決まっていて、食品以外の包装商品は産業省競争局、食品の包装商品は食品検査庁、度量衡法対象のものは MC が実施している。特に実施時期は定めていない。また事前に立入検査の通知は行っていない。立入検査はマニュアル (Weights and Measures Commodity Inspection Manual) に従って実施している。

限られた人的、物的資源の中では、すべての商品を検査対象にできるわけではない。 従って、優先順位を決めて検査を実施している。優先度の高いものとしては、過去の検 査履歴が芳しくない商品や産業、消費者へ与えるかもしれない経済的不利益を潜在的に 含んでいる商品、産業省競争局へ苦情があった商品などである。検査対象とする商品は、 商取引レビュープログラムに使用するデータ収集の必要性から選択されることもある。 法律では立入検査を受ける側が検査に対して協力をしなければならないと規定され

# b) 違反に対する処置

ているので、現場でのトラブルはない。

ロット不合格が発見されると差し押さえの処置が取られる。指導、是正の処置がまず行われるが、繰り返し違反を行った場合はより厳しい処置が課せられ、訴追されるときもある。裁判になっても差し押さえを続けるわけではない。また差し押さえ品を証拠

にするわけでもない。再検査を受けて合格すれば差し押さえは解除される。

罰金は法律で定められた最高額の範囲内で、違反件数(ロットの場合は不合格ロットを 1 件にカウント)×違反金額と計算されることから、産業省競争局で過去にかなりの罰金を科した事例がある。今回の調査時には確認していないが、カナダ計量法の罰則条文内に罰金額が明示されている。参考のため以下にその抜粋を引用しておく。

MCでは検査結果の公表は行っていないが、裁判で有罪になるとメディアが取り上げ、 公表されてしまう。

#### 罰則、第23条から第34条

- (1) 第23条から第34条までの条項において違法行為で有罪となった者は、以下の法的責任を負う。
- (a)即決裁判による 1000 ドル以下の罰金又は 6 ヶ月以下の懲役刑のいずれか、又は両方、及び
- (b)訴追に基づく裁判による 5 000 ドル以下の罰金又は 2 年以下の懲役刑いずれか、又は両方。 一般違法行為の罰則
- (2)本法令又は規則の条項に違反し、当該違反に対して本法令に罰則の記載がない場合は、当該者は違法行為で有罪となり、即決裁判により1000ドル以下の罰金刑に処せられる。

# ⑤商品量目に対する消費者の意識

MC、産業省競争局、食品検査庁のウェブサイトに苦情が直接書き込めるようになっている。地区事務所へ苦情を申し出ることもできる。苦情があった場合は検査官を現場に派遣させて対応を行っており、他の機関の管轄内容であるときは関係機関に連絡を取っている。

商品量目制度は消費者保護の観点からではなく、小売、小売以外を含むあらゆるレベルの取引において公正な計量を提供するために制定された。

#### ⑥商品量目制度についての課題、問題点等について

ジャストインタイムシステムが主流になるにつれ、流通経路の小売段階で初めて商品 そのものが確認できるケースが増えており、コスト効率が良く、押し付けがましくない 方法で輸入商品を検査することが次第に困難になりつつある。こういった商品流通の変 化は、もともとは生産品ロットを検査することを意図していたが、現在では小売店で販 売される小ロットが検査の中心となりつつあるため、量目検査の信頼性に影響を与えて いる。

量目検査に投入できる資源が限られているため、市場すべての商品を検査できるわけではないので優先的に商品を決めて実施する必要があるが、検査対象とすべき商品を正しく選定することが難しくなっている。

#### ⑦OIML TC6 において検討されている IQ マーク制度について

eマーク付き商品はカナダ国内で流通しているようだが、eマークはヨーロッパの制度であるためカナダには関係なしという姿勢である。

IQ マークについては関心があり、TC6 のドラフトについて検討を開始したが、産業界を交えた議論を行っていないようだ。IQ マーク制度に関して、カナダ側で事前に用意

されたコメント文の要約を以下に記載する。

#### - *IQ* マーク制度についてのコメント要約 -

計量器の型式承認に関する Mutual Acceptance Arrangement 〔型式承認試験の試験 結果の相互受入に関する取り決め。(以下、「MAA」という。)〕アプローチを包装商品 へも適用する検討を行っているが、それが果たして最善の方法なのか、将来的に発展していくものなのか定かでない。

型式承認	包装商品
たいていの国では、型式承認の認証機関は1	多くの国では、包装商品の正味内容規制は複
つだけである	数存在する
たいていの国では、型式承認制度がきちんと	ヨーロッパとおそらく中国を除いて、マーク
整備されており、あらゆる取引に使用される	制度はない
計量器に適用されている	
たいていの国では、計量器は型式承認を受け	たいていの国では、包装商品は政府の許可な
ていなければ取引に使用できない	く販売することができる
海外へ計量器を販売している製造業者の数は	海外向け輸出商品の包装を行っている包装業
限られている(200か300ぐらいか?)	者の数は非常に多い
たいていの国の法定計量担当官は、計量器の	多くの国では、包装商品の量目検査に注ぐ資
型式承認の評価・発行に限られた資源を優先	源は最小限である。
的に投入している	

型式承認と包装商品の違いが上に示されているが、MAAアプローチが適切であるか、より適切な方法が他にないかの疑問が残る。TC6事務局が分析を行った上でMAAが最良のアプローチであるという結論に達したならば、カナダとしてはTC6参加国へ分析作業に参加するよう働きかけていく。包装事業者、法定計量や政府機関の期待する利益が何かを理解した上で、彼らと相談を行い、その要望や意見等をTC6参加メンバー間で議論していきたい。

OIML R87 改訂版では、IQ マーク制度の実施を制限する以下に示すいくつかの重要な点について触れられていないため、当初の適用範囲は個数で取引される商品もしくは水分量が減少することのない重量で取引される商品に限定せざるを得ないだろう。

- ・液体商品の基準温度
- ・水分量増減の問題から、正味量は包装時点のものか、販売時点のものか?
- ・水分量増減の問題から、包装後どれだけの期間において正味量の試験が可能か?
- ⑧貴国における国際化の取り組みについて

OIML R87、R79(Labeling requirements for prepackaged products:包装商品用ラベル表記に対する要請)とカナダ国内法は原則的に整合しているが、抜取検査におけるロットサイズとサンプリング個数、量目公差はカナダ用にアレンジしている。OIML R87の2004年版の対応については検討中で、勧告を取り入れるにあたっては産業界を交えた議論を行っている。

⑨包装事業者の認定について

度量衡法、CPLAのいずれでも、包装事業者の認定は行っていない。

⑩包装事業者で使用している計量器(非自動はかり、自動はかり)について

自動はかりは一部が規制対象となっているが、包装機器は規制対象外である。取引に 使用される計量器は取引使用前に型式承認、検定が必要で、度量衡法に適合していなけ ればならない。

#### (1)包装業者における包装商品の量目チェック方法について

包装事業者でどのような包装商品の量目チェックを行っているかの情報を持っている か問いかけたが、包装事業者は個別にチェックのプロセスを持っているという返事が返 ってきただけで、詳細情報を得ることはできなかった。

#### ⑫OIML との整合性について

カナダには OIML R51 (Automatic catchweighing instruments:自動捕捉式計重機) で規定される自動重量チェッカの分類があるが、OIML とは全く要件が異なっている。また OIML R61 (Automatic gravimetric filling instruments:自動定重充填装置) で規定されるマルチヘッド計量器についても、包装機器は型式承認、検定から除外されており、それらに関する要件はないとのことである。

#### 13他国との関係について

輸入商品に不適合が見つかっても、普通は輸出国側の担当者に連絡を取ることはない。 輸入商品において表示計量単位がその国の計量単位に適合していない場合、表示を修正 しないと販売は行えない。

輸出商品は法令の適用外となっている。ただし、輸出商品包装事業者は輸出先国で使用されている計量単位を使用する責任がある。

#### 2.3 まとめ

今回、実施したアメリカ及びカナダに関する海外調査結果は、2.1 及び 2.2 で記述したとおりであるが、我が国の実態との差異を把握するため、それぞれの調査項目に応じた我が国の現状を併記した。

#### 2.4 略称

本報告書で用いた略称、その英文及び対応和訳は次の通りである。

- ①APLMF: Asia-Pacific Legal Metrology Forum アジア・太平洋法定計量フォーラム
- **②CPLA**: The Consumer Packaging and Labeling Act 消費者のための包装・ラベル表示法
- **③CPLR**: The Consumer Packaging and Labeling Regulations 消費者のための包装・ラベル表示規則
- ④FDA: Food and Drug Administration米国商品医薬品局
- ⑤**HB**: Handbook ハンドブック
- **⑥IQ Mark Scheme**: International Quantity Mark Scheme IQ マークスキームの相互協定のための枠組み
- ⑦**ISO**: International Organization for Standardization 国際標準化機構
- ⑧MAA: Mutual Acceptance Arrangement型式承認試験の試験結果の相互受入に関する取り決め
- ⑩MC : Measurement Canada
  メジャメントカナダ
- **①NIST**: National Institute of Standards and Technology 米国連邦標準技術局
- ②**NTEP**: National Type Evaluation Program 全米型式評価プログラム
- ③NVLAP: National Voluntary Laboratory Accreditation Program米国 NIST の運営する試験所認定プログラム
- ④**OIML**: International Organization of Legal Metrology 国際法定計量機関
- **⑤SoC**: State of California カリフォルニア州
- **(BUSDA**: United States Department of Agriculture 米国農務省

#### 包装商品に関する実態調査(アメリカ・カナダ編)に参加して

根田和朗

今回のアメリカ及びカナダにおける八日間の実態調査は、空路のみの移動時間に約 35 時間を要する大移動であったことから、体調管理の他に体力を必要とするものであった。調査は、最初の訪問地であるサクラメント(カリフォルニア州)での気候にも恵まれ、順調な滑り出しと思われたが、ホテルに戻るために予約したタクシーの交通トラブルにより約1時間程度の屋外待機となるアクシデントがあり、翌日から風邪薬を飲み続けることを除けば、大きな事故もなく所定のスケジュールを消化することができた。

一般的に、包装商品というと、肉、茶、飲料水又は菓子類等の食料品以外の潤滑油又は袋詰 めされた肥料又は薬品等も含まれているが、法規制の対象とするかの判断又は検討はその国の 行政的な判断によって決定される。今回の訪問国(オランダ、スウェーデン、オーストラリア 及びニュージーランドにおいても同様であったが、)では、我が国の計量法と異なり、全ての包 装商品を規制の対象としており、何らかの手法を考案しながら検査を実施しているとのことで ある。つまり、計量できないものは、存在しない考えに基づいている(個々の具体的な項目と しては触れなかったが、計量の不確かさの大きさの問題であろう!)。 両国における包装商品の 検査については、きちんとした QS (品質システム) に基づくマニュアル管理がされているこ とから流石であると感じた。特に、オハイオ州計量研究所は、NVLAP (National Voluntary Laboratory Accreditation Program) による ISO/IEC 17025 の認定を取得している。ただし、 品質システムの導入及び整備状況については、カリフォルニア州についても同様であるが、第 3 者機関による認定がされていない(検査等に用いる計測機器類は、米国連邦標準技術局 (NIST) とトレーサブルであれば、問題がないという考えのようである)。しかしながら、い ずれの州においても、包装商品に関する技術的な要求事項は、NIST Hand Book 133 を引用し ている一方で、これらの州ごとの若干の相違があることは、国土面積約963万km2(我が国の 25 倍)というアメリカ特有の現象であろうと感じた。

包装商品の内容量に関する手順等、規制に関する国際的な動きとしては、OIML IQ Mark Scheme (OIML IQ マークスキームの相互協定のための枠組み)の実施・運用をするための具体的なスケジュールが提示されたこともあり、今後、各国で具体的な検討がされるものと思われるが、両国においても本スキームに関する関心の低調さを感じた。

最後に、本調査のために貴重な時間かつ遅くまで対応して頂いたカリフォルニア州、オハイオ州及びカナダの多くのご担当者の方々に感謝を申し上げる。

昨年の、ニュージーランド及びオーストラリア量目制度実態調査に引き続き、今回もアメリカ・カナダの量目制度の実態調査に参加させていただきました。特にアメリカは世界のリーダーを自負している国だけに、量目制度の内容に非常に興味を持って調査に当たりました。

# 1. アメリカ

#### 1. 1 組織と量目制度

アメリカでは、カリフォルニア州及びオハイオ州について量目制度の実態を調査しました。 アメリカは連邦制の国ですので、基本的に連邦政府が法律のモデルを作り示し、州が法律を 制定し、州内の郡が法の執行を担当しています。法律のモデルは、米国国立標準研究所

(NIST) が発行する「ハンドブック」に示されています。計量に関しては、NIST ハンドブック 44「度量衡計測装置のための仕様書、公差及び他の技術的要」・ハンドブック 130「統一された法律及び規則」・ハンドブック 133「包装品の正味容量のチェック」によって示されています。ほとんどの州では、これらのモデル法を採用しています。

包装品の規制は、日本の様に内容量に関しては、計量法に基づき計量関係行政機関だけが 担当するのではなく、商品の種類によって担当機関が異なっています。食肉、鳥肉、医薬品、 化粧品等は連邦政府の管轄です。州や郡が担当するのは小売店の段階で販売されるほとんど の商品が検査対象になります。いずれにしても包装した商品はすべて規制の対象です。しか し、商品や担当機関が異なっても、量目検査方法などは、すべて NIST ハンドブックが適用 されます。

次に、内容量表示ですが、インチポンド系の単位とメートル系の単位を併記することになっています。数種類の商品を見ましたが、まずインチポンド系の単位が記載され、その後に括弧してメートル系の単位が記載されている商品が多いようです。

日本と異なるのは、マニュアル類の充実です。国民性もあるのでしょうが、非常に細かい ことにまで要領が定められていることです。日本としても大いに参考にすべきであると思い ます。

# 1. 2 取引用質量計

取引に使用する質量計は、型式承認、初期検定、継続検定を受けた物を使用しなくてはなりません。この制度も、呼び名は異なりますが、ほぼ日本と同じです。型式承認は州が担当していますが、検定(初期・継続)は郡が担当しています。継続検定(日本で言えば定期検査)は、カリフォルニアでは1年に1回、オハイオでは検査周期は特に定められていないが、通常2年を超えない範囲で実施されています。

なお、包装商品をパックする工場の「はかり」は規制対象外になっています。この考え方は、小売店でパックされた商品を検査すれば、パックに使用された計量器の良し悪しが確認

できるということであり、あくまでも消費者に直接関係する「はかり」が規制対象になっています。

また、オハイオの担当者が言っていましたが、検定(初期・継続)については民間委託はまったく考えていないとのことでした。

# 1. 3 立入検査

立入検査の実施時期は、特に決まっていません。消費者から苦情があった時や商品に問題が生じたときに小売販売店に対して実施するそうです。

特に、カリフォルニアでは年毎、期間と品目(例えば飲料)を定め、各郡に対して検査実施要領と郡の担当商品(例えばビール・ワイン・ソフトドリンク・コーヒー・お茶等)示し、検査を依頼していました。これによって、州内で販売されている商品(検査個数は全体で約2000件)の計量の適正化を図っているそうです。この方法は、日本で実施している全国一斉量目立入検査によく似ています。

興味のある話として、店頭販売(面前販売)について苦情等があった時、私服を着た職員が、その店で商品を購入し、その後事務所に商品を持ち帰り検査をするそうです。この様な検査方法は日本では、あまり聞いたことがありません。

立入検査で不適正が生じた場合、カリフォルニアとオハイオでは、やや処理の方法が異なっていましたが、大筋では同じです。いずれも、即罰則ということはなく、指導を繰り返しながら段階的に措置が重くなっていきます。オハイオでは、不適正商品については、即時販売停止、全品包装業者へ返品となり、この方法はコストがかかり業者にはこたえるので効果的であるとのことです。

実際に、罰金の徴収も行なわれていました。カリフォルニアでは年間平均約 600 万 US \$ の 罰金が、オハイオでも、年間 3 ~ 4 件の罰金徴収があるそうです。

違反に対する公表は、積極的には行なっていませんが、大きな問題に発展したときはマスコミに公表されるそうです。

昨年調査したニュージーランドやオーストラリアでも罰金適用はかなりの件数ありました。 日本では、量目違反に対して公表制度も罰金制度も法律に規定してありますが、最近では適 用された事例はあまり聞いたことがありません。日本では量目制度が普及し、大きな問題が 発生していないからでしょうか。

#### 1. 4 国際整合性とマークシステム

国際整合性については、NIST の担当ということで州レベルではあまり関心がないようでした。いずれの州でも NIST ハンドブックの方法がベストであると言っていました。マーク制度についても、あまり関心がありませんでした。各州の法律が重要であり、それに基づき量目検査を実施し、特に問題がないためマーク制度は利用価値が少ないと考えられているようです。各州とも考え方は同じでしょうとオハイオの担当者は言っていました。OIML のTC6 の前幹事国にしては意外な反応でした。訪問し調査を実施したのが連邦でなく、州でし

たので当然の反応かもしれません。しかし、もし NIST ハンドブックにマーク制度の規定ができれば、州は案外スムースに導入するような気がします。

#### (参考)

ハンドッブク 133 はアメリカの量目制度では、非常に重要な位置付けですので主な内容を示します。

- 1. 適用範囲
- 2. 包装品要件
  - ①平均要件

ロットにおける包装品の平均内容量が、ラベルに表示された量と少なくとも等しくなければならない。

②個々の包装品要件 最大許容変動を超える量目不足は不合理な偏差とする。

③最大許容変動(MAV)

個々の包装商品の合理的な変動の限界。(量目公差)マイナス側のみの設定である。量目超過は包装業者によって管理される。

④水分損失又は吸収に起因する偏差

偏差が優良流通慣行において通常生じる普通の習慣的な条件にさらされること に起因し、生じる水分損失又は吸収による偏差は許容される。

3. 抜取検査方式

抜取検査はカテゴリーAとカテゴリーBの二つの方式が示されており、これらは統計的に有効であり、かつ、法律上防御できると記載されています。

また、抜取手法は基本的に OIML 勧告 R87 が取り入れられていますが、量目公差、ロットサイズ、サンプルサイズ、不合格判定個数はアメリカ独自のものです。

- ①カテゴリーBは USDA が食肉及び鳥肉を包装場所で検査する場合に適用される。 少なくとも 50%の合格確立を与える。
- ②カテゴリーAは食肉及び鳥肉以外の包装商品を検査する場合に適用される。 97%の合格確立を与える。

なお、包装品を検査するために、抜取検査の合理性と有効性について次のように明 解に記載されています。

「度量衡職員による検査は、公衆に対して最大の利益をできるだけ低いコストで提供しなければならない。サンプリングは、多数の包装品を検査する時間を短縮し、したがって、多数のアイテムを検査できる。正味容量の検査は、抜取検査方式を市場監視に使用して、中身の正味の量を確認できない消費者を保護する。これは公正取引慣習を保証し、競争市場を維持する。さらに、それは、製造事業者、流通事業

者及び小売り事業者に対して優良な製造及び流通の慣習を守るように奨励する。」

- 4. 検査に使用する質量計について
- 5. 風袋量の決定方法
- 6. 具体的な商品の検査方法について
  - ①グレーズ食品又は冷凍食品の固形量 ②体積表記商品の検査方法
  - ③マヨネーズ及びサラダドレッシングの検査方法 ④アイスクリーム商品の検査方法
  - ⑤塗料、ニス及びラッカーの体積測定の検査方法 ⑥体積ラベルの付いた新鮮な牡蠣
  - ⑦シリンダー中の圧縮ガスの内容量の決定 ⑧箱詰めの薪の体積の決定方法
  - ⑨個数ラベルが付いた包装品の検査方法(個数も規制対象である)
  - (10)その他

## 2. カナダ

## 2. 1 組織と量目制度

カナダもアメリカと同様に商品の種類によって量目規制の担当が異なっています。ただし、 アメリカと大きく異なるのが、カナダでは連邦政府が量目規制の担当であることです。カナ ダでは三つの機関が二つの法律に基づき規制しています。メジャメントカナダ「度量衡法」・ 競争局「消費者包装ラベル付け法」・食品検査庁「消費者包装ラベル付け法」となっています。

訪問調査を実施したのが、メジャメントカナダでしたので、食品検査庁のことは詳しく分かりませんでした。(競争局は電話参加)

ただし、二つの法律の内容量に関して要求していることは、ほぼ同じだそうです。アメリカと同様に担当機関は分かれていても、すべての包装商品が規制対象になっています。

検査方法や量目公差は OIML 勧告 R87 を採用しています。アメリカ同様、ロットやサンプルサイズはカナダ独自のものでした。また、量目公差についても R87 より広い商品に適用できるように設定してありました。しかし、カナダの内容はアメリカの内容に比べると、より R87 の勧告に沿った内容であると思われます。

取引単位はメートル系の単位を使用しなければなりませんが、一部土地の面積に使われる 歴史的単位 (カナダ単位と言っていました) の使用が認められています。

検査方法については、法的な拘束力はないけれども、アメリカ同様かなり詳しい検査マニュアルを作成していました。

#### 2. 2 取引用質量計

基本的には、日本、アメリカと同じ規制内容です。相違点は、型式承認はメジャメントカナダが実施しますが、検査(初期検査・継続検査)は民間業者が実施していることです。民間業者はメジャメントカナダが認定しています。

継続検査(日本の定期検査に該当)は義務的な検査周期は決まっていないが、すべての取引用はかりを検査すると言っていましたが、どうも歯切れの悪い回答でした。

なお、今後検査周期を義務つけようかと検討しているそうです。

また、包装用自動はかりは、アメリカ同様規制対象外です。

## 2. 3 立入検査

実施の時期は、決まっていません。苦情や問題が発生したときに実施するようです。検査 を実施するのは、すべて連邦政府の職員です。

面前計量の苦情に対しては、アメリカ同様、私服の職員が商品を購入し、事務所に持ち帰って計量し苦情の事実を確認するそうです。

不適正な事業者に対する処理については、段階的に処分が重くなります。検査不合格になったロットについては商品を押収します。最終的には、罰金が科せられますが、罰金の金額は不合格ロット件数×一件の罰金となり、相当大きな金額になります。やはり、実際に罰金の適用があるようです。

#### 2. 4 国際整合性とマークシステム

細部については異なっている部分もありますが、基本的に OIML 勧告 R79 及び R87 を導入しています。また、IQ マーク制度にも関心を持っており、TC6 のドラフト内容について検討も行なっているそうです。

なお、勧告を取り入れるときは、産業界と積極的に協議を行なうそうです。これらのことは、カナダが国際整合性について積極的に取り組んでいることの現れであると思われます。 量目規制の担当がアメリカのように州でなく連邦政府であることも国際整合性が図りやすい環境であると思われます。

#### 3. 最後に

今回調査の両国とも、量目制度の国際整合性という観点から見れば、日本よりかなり進んでいるように見えます。日本のように古くから計量制度が引き継がれてきた国では、制度が普及し、安定時期にあると思われます。この様な中で、国際整合性を図る必要があるといってもなかなか融通が利かない状況であると思われます。逆に、日本に比べれば比較的新しく建国された国では、国際的なモデル制度の取り入れに柔軟に対処できたのだと思います。このことは、昨年のニュージーランド、オーストラリアでも同様です。

しかし、輸入商品が普及し、我々の住んでいる近くの小さなスーパーでも売られているような現状において、また、日本の商品が海外で多く売られる現状において、消費者保護だけでなく産業発展の観点から量目制度の国際整合性は遅かれ早かれ行なわなければならないと思います。

次に、「検査マニュアル」の必要性です。日本には全国計量行政協議会発行の「計量法関係ガイドライン集」がありますが、NIST ハンドブックやカナダの"Weights and Measures Commodity Inspection Manual"に比べれば、まだまだ整備しなくてはならない事項が多くあります。全国の計量行政担当職員が統一的に活用できる「ガイドライン」の整備が早急に必要であると思います。

次に、罰則の適用についてですが、両国とも実際に罰則を適用し、罰金を科していました

が、公表については、通訳を通して私が聞いた感触としては、あまり積極的に行なっていないような感じでした。むしろ、罰金や不適正商品の販売停止、全品包装業者への返品又は商品の押収などが業者にとってコストがかかり、応えるため効果的が上がるようです。我が国においても、悪質な業者に対しては、実際に罰則の適用を検討すべきと思われます。

最後になりますが、今回、アメリカ、カナダの計量行政機関の実務を担当している方々と直接意見を交わすことが出来、大変有意義な経験させていただいたことに深く感謝いたします。 この経験を今後の計量行政に生かして生きたいと考えております。 平成 16 年 3 月に包装商品における e マーク制度の欧州 (オランダ、スウェーデン) 調査に 参加して、今回が包装商品に関する 2 回目の海外調査参加となりました。

ョーロッパとアメリカ、カナダにおける包装商品に関するシステムの類似点と差異がどのようなものか非常に興味を覚え、メーカーの視点で幅広い情報入手を行うという姿勢で臨みました。

調査を終えてアメリカの印象を一言でと尋ねられれば、「とにかくアメリカは広いね」と答えるだけです。今回のアメリカ調査では西部地区のカリフォルニア州と東部地区のオハイオ州の各機関を訪問したのですが、カリフォルニアを朝出発してオハイオに着いたのは暗くなってからと半日以上の時差があるのには今さらながら驚かされました。その国土の広さ故か、連邦政府の下の各州が独自性を持ちながら一つの国のように存在しているのですが、日本における都道府県のあり方とはずいぶん異なっていると感じました。アメリカでは未だにメートル単位系に移行しておらず、ポンド、ヤードといった計量単位を今も使っています。我が道を行くと悠然とした姿を見ていると、さすが大国アメリカと思わざるを得ませんでした。

一方、カナダはアメリカと隣接しているのですが、すでにメートル単位系に移行しており、OIML勧告等の国際整合性にも気を遣っているようです。ただし単純に受け入れるわけでなく、カナダの計量システムにあうようアレンジしているように見受けられました。カナダ、アメリカ両国ともヨーロッパの計量システムをそのまま受け入れようとはせず、自国のシステムに最適化するという姿勢が底流にあるようです。

アメリカ、カナダともに罰則適用をしっかりと実施しているという事例説明を受け、少し厳しすぎるのではという印象を受けました。日本でも罰則規定が定められているにもかかわらず、適用事例がほとんどないということは、違反を取り締まるより、むしろできる限り是正、指導で済ませるという日本の考え方があるようで、訴訟社会と言われる国との違いとなってあらわれているかもしれません。

メーカーの立場から、包装事業者で使用している計量器特に自動はかりの情報を入手できることを期待していたのですが、それらの情報がほとんど得られなかったのは残念でした。

この報告書が日本の計量システムの改善、今後を考えていく上での手助けになれば有り難い と思います。今回このような機会を与えていただき、貴重な体験ができたことを感謝するとと もに、調査を無事終えることができたのも周到な事前準備を進めていただいた産総研の根田氏、 計工連事務局の重森氏のお陰かと思い、最後にお礼を申し上げます。 私が包装商品における北米(アメリカ・カナダ)調査に参加する第一の目的はアメリカ及び カナダにおける自動はかりに対する規制の状況を知ることでした。もちろん包装商品に対する 検査体制や検査方法とそれに関連した罰則なども興味を持っていました。

アメリカはカリフォルニア州とオハイオ州、カナダはオタワ市で調査を順調に進めることはできたが、とにかく移動が大変でした。約1週間で8回のフライトは初めての経験であり、非常に疲れました。それ以上に疲れたのがアメリカ人の日本人とは異なる考え方の違いです。

日本でも中央集権から地方分権と最近は言われていますが、アメリカではそんなことは当たり前であり、すべてが州法で行われていることと先にも述べたように、今回は西部地区のカリフォルニア州と東部地区のオハイオ州の各機関を訪問したのですが、カリフォルニアとオハイオでまったく異なる回答が多くありました。特に、カリフォルニア州で検査官の資格を持ったまま他の州に移動して、その後再度カリフォルニア州の戻って同じ検査官になるためには再試験が必要であることや検査官になれる条件が大学4年卒業であったり、高校卒業のみでよかったりしているなど、日本ではありえないことが多く回答された。

アメリカでは未だにポンド、ヤードといった計量単位を使っていて、メートル法に移行する 気配は全く見えません。但し、包装商品にポンド表記とキログラム表記が併記されている製品 が多くあることには驚きました。その理由を聞くと、メートル法を適用している海外からの旅 行者やアメリカに移住する人のためであるとの回答でした。もう一歩考えを進めて、メートル 法に変更したらとも考えてしまいました。

カナダも当然ながら、カナダの法律を重視していますが、アメリカと違い、すでにメートル 法に移行しており、国際整合性にも前向きです。もちろん、日本が日本の計量法に OIML 勧告 を適用させたと同様に、カナダの計量システムに適用させたように見受けられました。カナダ は欧州の計量システムのいい点はうまく取り入れて、自国のシステムを最適なシステムにして 使用しているようである。

ところで、私が今回の調査において興味を示していた内容はどうかというと、アメリカ、カナダともに包装商品を扱う包装事業者に対する罰則を立ち入り検査等を実施し、検査官に強い権限を与えることで違反を取り締まっていました。そのためか自動はかりまで規制する環境にはなっていなく、その点は少し肩透かしを食らった感じがします。罰則規定がありながら、適用事例が少ない日本ではアメリカやカナダ以上に計量システムの改善や検査用のマニュアルを充実させることが重要であるという考えを強くしました。今回の貴重な機会を得た事、そして貴重な体験から学んだ多くのことを今後に生かす事は、この調査のために周到な事前準備を進めていただいた産総研の根田氏、計工連事務局の重森氏のご苦労に報いる事もなると考えています。最後になりますが、改めてお礼を申し上げます。

アメリカとカナダにおける包装商品に関する法制度と運用の実態を調査、把握することを目的に、アメリカではカリフォルニア州サクラメント、オハイオ州コロンバス、カナダのオタワの各政府機関を訪問させて頂いた。

申すまでもなく、アメリカとカナダは陸続きの隣国であり、世界一の経済力を持ったアメリカの影響をカナダは受けざるを得ない状況にある。

こうした中で両国の包装商品に関する量目制度を同時に調査させて頂いたことは、北米地域の経済、市場を踏まえて量目制度を考える上で非常に有意義であったと思う。

先ず、アメリカに於いては、商品量目に関しては NIST のハンドブックが大前提として存在している。一方、立法、行政は州レベルで行うため、実際の運用に於いては、NIST のハンドブックで規定されていない詳細部分では、一部異なるところもあるが、基本的な考え方は統一できている。また他国との整合性に関しては、やはりアメリカという自国内に関心が高く、EU 圏における e マークに対して関心は低くいようである。IQ マークに関しても、マーキングにより内容量を保証するシステムに対する信頼性が議論されている。

一方、カナダにおいては包装商品の規制は、国のレベルで統一されている。国際的な整合性は、アメリカへの対抗意識、あるいはアメリカ一辺倒から逃れるためか、アメリカに比較するとより整合性をとっており、OIMLとの整合性も高い。

両国共通の特徴としては、やはり日本と同様に包装商品の量目に関して、一般の関心は低く 量目不足が無いことは当然であるとの意識がある。反対に量目制度に対する違反には日本と比 較して非常に厳格な対応を行っており、検査官の権限も大きい。これは前回調査したオースト ラリア・ニュージランドでも同様であり、罰則によりシステムを維持する基本思想が感じられ た。

包装商品を生産する現場で使用されている自動はかりに関しては、今回訪問した2カ国はどちらも規制対象としておらず(例外として USDA 管轄の被計量物を計量する自動はかりは規制対象)、小売店頭での抜き取り検査により検査を行っている。

しかしながら一工場で大量生産した包装商品を各地に配送して販売する形態では、小売店で の抜き取り検査における母数という概念が難しくなる問題がカナダから提起された。

既に、包装商品はボーダーを超えて流通しており、我々計量機器メーカーにおいても基本的に世界共通の機器を世界各地で使って頂いており、精度に対する日本メーカーへの評価も高い。計量機器メーカーとしては生産者、消費者双方に信頼性とメリットを提供できる計量システムを、国際的整合性を踏まえて開発していく使命を感じている。

最後に、全体のスケジュールが厳しく各々の機関での調査は実質半日であった状況の中、受け入れ頂いた両国の皆様の御協力に深く感謝いたします。

2005年10月30日~11月6日の8日間、包装商品量目制度の実態等を調査するため、アメリカ・カナダ両国の計量関係機関を訪問させていただいた。

昨年度実施したオーストラリア及びニュージーランドの調査にも参加したことから、両国との量目制度の違い、アメリカでは州による検査方法の差異の有無などに興味を持ち調査に参加した。

アメリカでは「内容量が表示されているものは全て検査する」との考え方があり、アイスクリームや計量することが困難とされる水分を含む食品の検査も「NIST Handbook133」が適用される。しかし、水切りのための"ふるい"に関しては一切基準がなく、水切りに用いるための道具としか位置づけていないようであった。

また、検査結果は計量機関の職員が実施したものしか信頼していない感じで、州内の消費者に供給される商品は州で検査をするとのことであった。米国内には USDA マークが付された肉類が流通しているが、誤差が生じたこともあり信頼性に欠けるとのことある。

IQマーク制度に関しては、検討が開始されたばかりではあるが、アメリカ国内でIQマーク制度が導入されるには遠い道のりであろう。

なお、カリフォルニアでは、検査方法のデモンストレーションを計画いただいていたが、時間的な問題からデモの実施を見ることができず残念であった。

オーストラリア、ニュージランドも同様だったが、検査官の権限が高く、罰則を効果的に適用しているとの印象を受けた。特にオハイオでは、量目不足と認められた商品を検査官が即時販売停止にする権限を与えられているため、包装事業者は直接売り上げに影響することから、量目不足を繰り返さなくなったとのことである。

日本も同様かと思うが、消費者の量目に対する意識は低く、オハイオに 2004 年に寄せられた苦情は 1517 件で、包装商品に関する苦情は 60 件だけとのことである。苦情の約 65%はガソリンに関することとのことであり、車社会であることを感じた。

最後に、調査団を受け入れていただいた両国の機関に感謝するとともに、根田団長をはじめ とする調査団の皆様のご協力で無事に調査を終え、報告書をまとめることができました。改め て御礼を申し上げます。

また、今回は移動、調査、移動を繰り返す8日間で、特に関西から参加された方々は、成田で解散後も更なる移動があり、帰宅時間が0時を過ぎた方もおり、厳しいスケジュールになりましたことをお詫びいたします。